

課題研究における不正行為について

東海実務補習所運営委員会では、平成 22 年の夏期課題研究において、「他の著作物等から引用したことを明記せずに著しく引用していた」等の理由により、当該不正行為を行った補習生に対し下記の処分を科すこととしました。

【処分内容】

- 当年度の夏期課題研究のうち、不正行為が発見されたテーマを「0点」とする。
- 当該課題研究の当年度での再提出を認めない。

「他の著作物を引用したことを明記せずに著しく引用する行為」や「インターネット上の文献等をコピーアンドペーストする行為」は、不正行為のみならず著作権法に抵触する「**違法行為**」となります。

このような不正行為・違法行為は、職業倫理に反し、公認会計士を目指す人間として決して許されない恥ずべき行為であると同時に公認会計士業界を貶める行為であることを自覚してください。東海実務補習所運営委員会では、こうした行為に対しては毅然とした対応をしていきます。

下記に公認会計士法第 1 条に規定された「公認会計士の使命」を掲示します。

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

この社会的使命を果たすことのできない補習生は、公認会計士を志す資格などないことを肝に銘じてください。あなたのその不正行為が、公認会計士の信頼を失墜させ、ひいては経済活動全体に疑念を抱かせることになることを意識してください。